

# 和束町国民保護計画

平成19年3月  
和 束 町

目次

<b>第1編 総論</b>	(1)
<b>第1章 目的、町の責務、計画の位置づけ、構成等</b>	(1)
1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	(1)
2 町国民保護計画の構成	(1)
3 町国民保護計画の見直し、変更手続	(2)
4 和束町地域防災計画等との関係	(2)
<b>第2章 国民保護措置に関する基本方針</b>	(3)
<b>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等</b>	(4)
<b>第4章 町の地理的、社会的特徴</b>	(6)
<b>第5章 町国民保護計画が対象とする事態</b>	(8)
1 武力攻撃事態	(8)
2 緊急対処事態	(8)
 <b>第2編 平素からの備えや予防</b>	(9)
<b>第1章 組織・体制の整備等</b>	(9)
<b>第1 町における組織・体制の整備</b>	(9)
1 町の各課における平素の業務	(9)
2 町職員の収集基準等	(9)
3 消防機関の体制	(11)
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	(11)
<b>第2 関係機関との連携体制の整備</b>	(12)
1 基本的考え方	(12)
2 府との連携	(12)
3 近隣市町村との連携	(12)
4 指定公共機関等との連携	(13)
5 自衛隊との連携	(13)
6 ボランティア団体等に対する支援	(13)
<b>第3 通信の確保</b>	(14)
<b>第4 情報収集・提供等の体制整備</b>	(14)
1 基本的考え方	(14)
2 警報等の伝達に必要な準備	(15)
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	(16)
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	(17)
<b>第5 研修及び訓練</b>	(18)
1 研修	(18)
2 訓練	(18)
 <b>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</b>	(20)
1 避難に関する基本的事項	(20)

2	避難実施要領のパターンの作成	(21)
3	救援に関する基本的事項	(21)
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	(21)
5	避難施設の指定への協力	(21)
6	生活関連等施設の把握等	(22)
<b>第3章</b>	<b>物資及び資材の備蓄、整備</b>	(23)
1	町における備蓄	(23)
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	(23)
<b>第4章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	(24)
1	国民保護措置に関する啓発	(24)
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	(24)
<b>第5章</b>	<b>観光旅行者等の保護</b>	(25)
1	観光旅行者等への情報伝達体制の構築	(25)
2	帰宅困難な観光旅行者等対策	(25)
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b>	(26)
<b>第1章</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	(26)
1	事態認定前における町緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	(26)
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	(27)
<b>第2章</b>	<b>町対策本部の設置等</b>	(28)
1	町対策本部の設置	(28)
2	通信の確保	(32)
<b>第3章</b>	<b>関係機関相互の連携</b>	(33)
1	国・府の対策本部との連携	(33)
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	(33)
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	(33)
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	(34)
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	(34)
6	町の行う応援等	(34)
7	ボランティア団体等に対する支援等	(35)
8	住民への協力要請	(35)
<b>第4章</b>	<b>警報及び避難の指示等</b>	(36)
<b>第1</b>	<b>警報の伝達等</b>	(36)
1	警報の内容の伝達等	(36)
2	警報の内容の伝達方法	(37)
3	緊急通報の伝達及び通知	(37)
<b>第2</b>	<b>避難住民の誘導等</b>	(38)
1	避難の指示の通知・伝達	(38)
2	避難実施要領の策定	(38)
3	避難住民の誘導	(41)
4	武力攻撃事態に応じた対応	(43)
<b>第5章</b>	<b>救援</b>	(46)
1	救援の実施	(46)

2 関係機関との連携	(46)
3 救援の内容	(46)
<b>第6章 安否情報の収集・提供</b>	(48)
1 安否情報の収集	(48)
2 府に対する報告	(49)
3 安否情報の照会に対する回答	(49)
4 日本赤十字社に対する協力	(49)
5 安否情報伝達手段の活用	(50)
<b>第7章 武力攻撃災害への対処</b>	(51)
<b>第1 武力攻撃災害への対処</b>	(51)
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	(51)
2 武力攻撃災害の兆候の通報	(51)
<b>第2 応急措置等</b>	(51)
1 退避の指示	(51)
2 警戒区域の設定	(52)
3 応急公用負担等	(53)
4 消防に関する措置等	(53)
<b>第3 生活関連等施設における災害への対処等</b>	(55)
1 生活関連等施設の安全確保	(55)
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	(55)
<b>第4 NBC攻撃による災害への対処等</b>	(56)
1 NBC攻撃による災害への対処	(56)
<b>第8章 被災情報の収集及び報告</b>	(59)
<b>第9章 保健衛生の確保その他の措置</b>	(60)
1 保健衛生の確保	(60)
2 廃棄物の処理	(60)
<b>第10章 文化財の保護</b>	(62)
1 文化財の保護	(62)
2 文化財の応急対策	(62)
3 文化財の復旧	(63)
<b>第11章 国民生活の安定に関する措置</b>	(64)
1 生活関連物資等の価格安定	(64)
2 避難住民等の生活安定等	(64)
3 生活基盤等の確保	(64)
<b>第12章 特殊標章等の交付及び管理</b>	(65)
<b>第4編 復旧等</b>	(67)
<b>第1章 応急の復旧</b>	(67)
1 基本的考え方	(67)
2 公共的施設の応急の復旧	(67)
<b>第2章 武力攻撃災害の復旧</b>	(68)

<b>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</b>	· · · · ·	(69)
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	· · · · ·	(69)
2 損失補償及び損害補償	· · · · ·	(69)
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	· · · · ·	(69)
<b>第5編 緊急対処事態への対処</b>	· · · · ·	(70)
1 緊急対処事態	· · · · ·	(70)
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	· · · · ·	(70)